

・第2期草津市行政経営改革プランの策定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

No.	意見等	意見等に対する対応
1	計画(案)の本編において、各頁の下部に用語解説(注釈)を付しているが、AI-OCRなど、他にも注釈が必要と思われる用語があるため、整理されたい。	御指摘を踏まえ、注釈を追記いたしました。
2	計画(案)のうち、実施計画「公共施設等の総合的な管理」に係る指標について、「建築基準法第12条に基づく法定点検の実施率」を設定した理由は。	第6次総合計画(第1期計画)における施策「市有財産の適正な維持管理・更新」の成果指標につきましては、当該指標を設定しており、第2期計画についても、同様の指標を設定することを予定しております。担当課と調整を行い、総合計画との連動を図るため、当該指標を設定いたしました。
3	草津市行政経営改革推進委員会への諮問・答申の手続など、附属機関との調整はどのように整理されているのか。	当該計画につきましては、委員会より、現行計画における取組の評価をいただいた上で、複数回の協議等を経て内容を取りまとめ、策定を進めてまいりました。次回の委員会において、議会との中間協議の前に、「提言書」として委員会からの最終意見等を頂戴することを予定しており、これらの手順につきましては、現行計画の策定手続を踏襲した流れとなります。
4	計画(案)のうち、実施計画「使用料等の適正化と公平性の確保」の指標(年次計画)として、使用料等の全庁的な見直しを令和7年度に実施することとした理由は。	本市における使用料等につきましては、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるため、3年から5年ごとの見直しをルール化しております。昨今の物価高騰の状況等を踏まえ、前回見直し時(令和4年度)から3年を経過する令和7年度に見直しを実施することといたしました。
5	計画(案)のうち、「使用料等の全庁的な見直し」および「アナログ規制の点検」については、令和7年度に実施することとしており、全庁的な負担がかかることが想定される。令和7年度については、国スポ・障スポの開催や、国勢調査の実施なども控える中、これらの実施計画については、スケジュールの調整(平準化)を図ることができないのか。	全庁的な使用料等の見直しにつきましては、昨今の物価高騰の状況等を踏まえ、令和7年度の早期に実施することが適切であると考えております。また、アナログ規制の点検の実施につきましても、国からの要請や、他の自治体の動向等を踏まえ、市民サービスの向上や、行政運営の効率化を目的として、令和7年度の早期に実施することが適切であると考えております。